

特定非営利活動法人 アジアパシフィックアライアンス・ジャパン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人アジアパシフィックアライアンス・ジャパンと称する。

英文では、Asia Pacific Alliance for Disaster Management Japan (A-PAD Japan)と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

2 この法人は前項のほか、その他の事務所を東京都渋谷区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国際機関であるアジアパシフィックアライアンスの一員として、広く国内外における大規模災害時等の緊急人道支援活動、復興支援活動、防災や減災のための活動等を通じてアジア太平洋地域の平和・共存に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 災害救援活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) まちづくりの推進を図る活動
- (8) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (9) 環境の保全を図る活動
- (10) 観光の振興を図る活動
- (11) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。
- (1) 災害等に起因する人道上の危機に際しての生命・生活を守るための緊急人道支援事業
 - (2) 被災地等の環境改善、指導者育成、市民団体の育成、助成を含む復興支援事業
 - (3) 防災教育や産業振興、地域医療・福祉体制の改善、民間教育プログラムの提供、文化・芸術の振興、イベントの企画・運営等を通じ、災害につよいまちづくりを推進し、地域社会の活力を高める事業
 - (4) 政府、企業、NGO、国際機関等と協力し、災害の発生に備える効果的な体制づくりと、援助システムを含む社会のさまざまな制度・しきみの改善を図る取組み
 - (5) 機関誌・書籍の発行、報告会、講演会の開催、ウェブサイトの運営、各種の調査・研究および提言等を通じ、活動に関連する情報を発信して市民の関心を喚起する事業
 - (6) 第1号から第5号の各事業に関して、他の者の委託に基づく調査、研究、情報の収集および提供等の事業
 - (7) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業
- 2 この法人は、次に掲げるその他この法人の目的を達成するために必要な事業を行う。
- (1) 物品の販売事業
 - (2) 広告募集事業
 - (3) 出版
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

- 第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、および団体
 - (2) その他の会員 別の規則において定めた会員

(入会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を求めるない。
- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理

事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。

- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して5年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 すでに納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上12人以下
 - (2)監事 1人以上2人以下
- 2 理事の中から、代表理事を若干名置く。また、副代表理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、社員総会において選任する。

- 2 代表理事、副代表理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちにはそれぞれの配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事はこの法人を代表してその業務を統括する。

- 2 代表理事に事故があるときまたは代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指定した順序によって副代表理事がその職務を代行する。副代表理事が選任されてない場合は代表理事があらかじめ指名した順序によって他の理事がその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、この定款を定め、社員総会および理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠または増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了の後においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを

補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の執行に堪えない状況にあると認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 社員総会

(種別)

第20条 この法人の社員総会は通常社員総会および臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第21条 社員総会は正会員をもって構成する。

- 2 この法人は、社員総会で議決権を行使することができる正会員を定めるため、総会日より14日前以降の入会者については、正会員としての取り扱いをしない。

(権能)

第22条 社員総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および決算の承認
- (2) 役員の選任又は解任および職務
- (3) 会費の額
- (4) 定款の変更
- (5) 合併
- (6) 解散
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常社員総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があつた場合
 - (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があつたとき。

(招集)

第24条 社員総会は、第23条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第23条第2項第1号および第2号の規定による請求があつたときはその日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもつて少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 社員総会の議長はその社員総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 社員総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

(議決)

- 第27条 社員総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があつた場合は、その限りでない。
- 2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

第28条 正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法をもつて表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第30条第1項2号および第52条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議決、報告の省略)

第29条 理事又は正会員が社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があつたものとみなす。

(議事録)

第30条 社員総会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数(書面表決者等は、その数を記載する)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印または署名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、第29条の規定に沿い、社員総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 社員総会の決議があつたとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもつて構成する。

2 監事は理事会に出席し意見を述べる事ができる。

(権能)

第32条 理事会はこの定款に定めるものその他、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算の承認並びにその変更
- (2) 社員総会に付議すべき事項
- (3) その他、この法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の要請があつたとき

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条2号の規定による要請があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法もって、少なくとも5日前までに通知をしなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名したものがこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(議決)

- 第37条 理事会の議事は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があつた場合は、その限りでない。
- 2 理事会の議事は、理事会総数の過半数もって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または電磁的方法もって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第2項および第40条第1項第2号の適用について、理事会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につ

いて、決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異論を述べたときには、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者等は、その旨を付記する)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第39条の規定に沿い、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産およびその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画および予算)

第46条 この法人の事業計画および予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

- 2 事業計画および予算の変更は、理事会の議決を経て行う。
- 3 事業計画および予算は理事会議決後の社員総会において報告する。

(暫定予算)

第47条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加および更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録および貸借対照表は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

- 2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな業務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する次に掲げる以下の事項を変更する場合所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

(合併)

第54条 この法人は正会員総数の3分2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第55条 この法人が解散(合併又は破産による解散は除く)の際有する残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、社員総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、NPO法で定められている官報による掲載事項についてはその限りではない。

第10章 雜則

(事務局)

第57条 この法人は事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(実施細則)

第58条 この定款の実施に関しては必要な規則は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 大西 健丞

理事 鵜尾 雅隆

同 吉田 哲也

監事 本郷 順子

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2017年度の通常総会までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2016年1月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業年度の事業計画および活動予算は、第46条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立時の初年度のみ免除とする。

正会員会費 3,000円（1年分）

2019年7月2日 改訂